

意見陳述書

2020年12月9日

福岡高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 鍋島典子

- 1 準備書面（2）では、大きく2つのことについてこれまでの主張を補充しています。

1点目は、現にこうばる地区で生活をしている現居住者らの権利が石木ダム工事によっていかに侵害されるかについてであり、2点目は、石木ダム工事による権利侵害が違法であることについてです。

- 2 まず、1点目の権利侵害についてですが、控訴人らが被侵害利益として主張する、人格権としての平穏生活権（自分が選択した土地で継続的かつ平穏に生活をし、快適な生活を営む権利ないしは人格的生存を図る権利）が、石木ダム工事によって侵害されるという事実を、先に言い渡された、福島地方裁判所平成29年10月10日判決および、その控訴審である仙台高等裁判所令和2年9月30日判決を参照して、平穏生活権の具体的内容を紐解きながら論じています。

この裁判は、2011年3月の福島第一原発事故によって生まれ育った土地から避難せざるを得なかった人々が、その責任を国と東京電力に対して追及した裁判です。この訴訟で原告らが被侵害利益として主張したのは、「生存と人格形成の基盤」、「日常の幸福追求による自己実現の権利」といった人格権としての平穏生活権です。そして、福島地裁も仙台高裁も、原告らの権利を、人格権としての平穏生活権であるとしてその権利の侵害を認めました。福島地裁は、「平穏生活権」について、自

ら選択した生活の本拠において平穏な生活を営む権利であるとし、その中には、生活の本拠において居住を継続する権利、自由に帰還できる権利、日常生活を送る権利などが含まれると判断しています。仙台高裁は、この地裁判決を支持しつつ、原告らが奪われたものは、「全体として人が生存と人格形成をする基盤であると共に、日常的な幸福追求をする上で欠かせない日常生活そのもの」と評価し、侵害された権利の内容を個別に要素を挙げてより詳細に検討しています。

こうばる地区に現に居住している控訴人らも、石木ダム工事によってこれまで生活をし、これからも生活をしていこうとしていた家、土地を奪われ、それまでの日常生活が奪われるという点で、福島原告らと同様です。

そのため、仙台高裁が挙げた諸要素を参考に、石木ダム工事によって奪われるこうばる地区に現に居住している控訴人らの生活を逐一適示し、どのように侵害されるかの主張を補充しています。これによれば、控訴人らの主張する人格権としての平穏生活権が石木ダム工事によって侵害される、という控訴人らの主張をお分かりいただけると考えます。

3 次に、2点目として、土地収用法上の問題を指摘しております。

控訴人らの権利侵害の主張に対しては、被控訴人らからは、石木ダム事業は、土地収用法上の手続きを経たものであり、控訴人らの権利もすでに収用済みであるとの主張も考えられます。

これに対し、仮に、土地収用手続きが適法に行われていたとしても、控訴人らが主張する権利は収用手続きによって収用されているものではないため、当該権利に基づく石木ダム工事の差し止め請求は認められるということを、憲法29条に基づき主張しています。

すなわち、憲法29条は、1項で個人の財産権を認めており、3項で個人の財産を制限する場合に「正当な補償」が必要であることを定めて

います。

しかし、土地収用法およびその損失補償基準が定める補償の対象は、土地の価値や建物の価値、一部の動産類の補償などに留まります。人がその土地で生活をしてきた利益、人格権としての平穏生活権については一切補償の対象になっていません。土地収用法および憲法29条からすれば、少なくとも、補償もなく権利が制限されることはないはずですが。

そうであれば、控訴人らの「自ら選択した生活の本拠において平穏な生活を営む権利」、「人として生活をして自分が選択した土地で継続的かつ平穏に生活をし、快適な生活を営む権利ないしは人格的生存を図る権利」といった平穏生活権は、収用手続きとは関係なく未だ控訴人らの権利として認められなければなりません。

そうすると、やはり、控訴人らの平穏生活権を侵害する石木ダム建設工事は違法であって、工事の差し止めが認められるとの結論に変わりはありません。

- 4 石木ダムは、利水にも治水にも必要のないダムです。石木ダムが不必要であるという事実は、年々積み重なっています。その不必要なダムによって、人々がこれまでの暮らしを奪われる、平穏な生活を奪われるということは、現代社会においてあってはなりません。ダムができてしまい、人々の家や田畑、こうばるの自然がダムに沈んでしまったのちに、「やはり石木ダムは要らなかったね」と認められたとしても、失われてしまった人々の生活や、自然や文化は元には戻りません。回復不能な損害なのです。

そして、石木ダム工事が進んでいる今、その侵害はもはや切迫したものとなっています。ダム工事を止め、控訴人らの生活を守っていただきたいと切望します。

以上